

福祉関係法令別施設

H14.1.9

児童福祉法【児童福祉施設*2】

助産施設・乳児院*1・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設
 児童養護施設・知的障害児施設*1・知的障害児通園施設・
 盲ろうあ児施設*1 (通所施設を除く)・肢体不自由児施設*1 (通所施設を除く)・
 重症心身障害児施設*1(主として障害の程度が重い者を入所させる施設に限る)・
 情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター

老人福祉法【老人福祉施設*2】

養護老人ホーム*1・特別養護老人ホーム*1・軽費老人ホーム・
 老人福祉センター・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設*1・
 老人介護支援センター

【有料老人ホーム*2(要介護タイプは *1)】

介護保険法【介護保健施設】

指定介護老人福祉施設*1・介護老人保健施設*1・指定介護療養型医療施設

身体障害者福祉法【身体障害者社会参加支援施設*2】

身体障害者福祉センター
 盲導犬訓練施設

生活保護法【保護施設*2】

救護施設*1・更正施設・授産施設・宿所提供施設

母子保健法【母子保健施設*2】

母子健康センター

母子及び寡婦福祉法【母子福祉施設】

母子福祉センター・母子休養ホーム

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01